

福井市伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出及び法第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書等の提出)

第2条 森林所有者等は、立木を伐採するにあたり、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第9条の規定により、伐採を開始する日前90日から30日までの間に、市長に伐採及び伐採後の造林の届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)を提出しなければならない。

2 森林所有者等の提出する届出書には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表右欄に掲げる場合に添付しなければならない。

区 分		添 付 書 類	備 考
1	本人確認書類	【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 【法人でない団体の場合】 ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 【個人の場合】 ・住民票の写し ・個人番号カード(表面) ・運転免許証 ・国民年金手帳 等	必須 ・連名の場合は全員分 ・代理人の場合は、委任状と代理人の分
2	土地の所有者が確認できる書類	・登記事項証明書 ・要約書 ・登記簿謄本 ・資産証明書 ・評価証明書 (上記5種類は3ヶ月以内) ・課税明細書 ・登記と所有者が異なる場合は伐採に係る念書(所有者関係)(様式第2号)又は様式第1号での確認(最新のもの)	必須 (森林簿、林地台帳と異なる場合)
3	森林所有者等の住所が確認できる書類	・住民票、公的な郵便物等 (3ヶ月以内)	必須 (森林簿、林地台帳と異なる場合)
4	届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類	・誓約書 ・立木の売買契約書 ・土地の売買契約書等	森林所有者と伐採者が異なる場合

5	登記簿謄本に記載されている所有者と伐採後の造林の権原を有するものが異なる場合	・誓約書 ・立木の売買契約書 ・土地の売買契約書等	森林所有者と造林者が異なる場合
6	伐採地が特定できる書類	・位置図 ・字図(地籍図) ・森林計画図 ・伐採区域や隣接する土地との境界等を明示した字図	必須
7	伐採区域の外周の全部又は一部が境界と重なる場合において求める、隣接土地所有者(林地台帳等で確認できる者)と境界確認をしたことが確認できる書類	・伐採に係る念書(境界関係)(立会者連名の記名・押印のあるもの)(様式第3号)又は様式第1号での確認 ・立会写真 ・境界保全状況写真等	市長が必要と認めた場合
8	伐採及び集材に係るチェックリスト、搬出計画図	・伐採及び集材に係るチェックリストと伐採地の位置図又は字図(地籍図)に搬出経路をマーキングしたもの(様式第4号)	主伐の場合必須
9	他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類	・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類	許認可が必要な場合は必須
10	地元関係団体との協議 ・地元自治会 ・土地改良区・水利組合等	・協議報告書等	必須 ただし、市長が必要ないと認めた場合を除く
11	関係施設管理者との協議 ・作業路、土場等土地所有者 ・道路、河川管理者等	・承諾書、許可書等の写し	市長が必要と認めた場合
12	その他市長が必要と認める書類		
参考	添付書類が確認できる書類	チェックリスト (様式第5号)	各自確認すること

3 土地所有者等は、提出した伐採及び伐採後の造林の届出書について、確認通知書(適合通知書)の交付を希望する場合は、様式第1号の適合通知書の希望の有無の欄に記入するものとする。

(計画の審査)

第3条 市長は、前条の規定により提出された届出書が、福井市森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。

2 市長は、前項の審査により、届出書に記載された内容が福井市森林整備計画に適合すると認められるときは、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書(様式第6号)を森林所有者等に通知するものとする。

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告)

第4条 森林所有者等は、届出書に記載した人工造林、天然更新による造林又は林地転用に伴う伐採など伐採及び伐採後の造林が完了した日からそれぞれ30日以内に法第10条の8第2項の規定により、伐採完了日の状況を記載した「伐採に係る森林の状況報告書」(様式第7号)及び造林完了日の状況を記載した「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」(様式第8号)を提出しなければならない。
また、それぞれに、伐採後、造林後の状況がわかる写真を添付すること。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。